

議案第 50 号

専決処分の承認を求めるについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 8 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第20条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附則第18項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

<p>額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第20条の2 省略</p> <p>2 前項の<u>申告書の提出に当たり</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の<u>提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>18 平成36年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table>	省略	<p>額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第20条の2 省略</p> <p>2 前項の<u>申告書を提出する場合に</u>は、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>18 平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">省略</td> </tr> </table>	省略
省略			
省略			

<p>条第百二三項十四</p>	<p>他てをが等たのいい所のたう在認定市町とす他住村認のるの所め区市市変られるもの所の入繼市を市所続当有町設入当該し村設所</p>
<p>第十三条第一項又は第二項</p>	<p>四 いの市るるれ下更所の者て た市町特るこ後変うへ入二 と町村定者のに更ち第所以 認村(住で号行)、一等上 めを現所あにつ最適用及し住 らい入変つおた後用及し住 れう所更ついと除びて所 の施にて認行外第い地 もの設係最同めつ施二の特 の区がる後じられた設号住例 城所繼にづれ適住に所対 當内在統行をる用所掲地象 該にす入つ外更る例設 他住る所たに施及者象を被 の所市町の認と限設びを被 市を市町際め認する住特例 町有村際め認する住特例 村し以他らめ所定く保険 て外のれら以住</p>

をが所の在する市町村以外の市町村に住所を有し等の際他所変更に係る継続入所する市町村以外の市町村に住所を有するものとする。

第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護保険法第八条第二十九項に規定する改正後の介護保険法第八条第二十九項に規定するところを定めるものに限る。」は、地域包括ケア強化法の場所を定めるものに限る。」である。

の施行の日（以下「改正法施行日」という）前

(地域医療連携推進法人の認定等に関する準備行為)
第三条 改正後医療法第七十条第一項の規定による認定の手続（介護医療院を開設する法人を同項に規定する参加法人とするものに限る。）は、改正法施行日前においても行うことができる。
第四条 医療法第七十条の八第三項の規定による確認（同法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が介護医療院を開設しようとする場合に限る。）は、改正法施行日前においても行うことができる。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 野田聖子
文部科学大臣 麻生太郎
厚生労働大臣 加藤芳正
国土交通大臣 藤信一
環境大臣 石井啓一
中川雅治

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政策の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 関係政令の整備（第一条～第二十二条）
第二章 経過措置（第二十三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（介護保険法施行令の一部改正）

- 第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二～第三十七条の十一）」を「第五節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）～（第三十七条の二の三～第三十七条の十一）」に改める。

- 第二条第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。
第三条第一項を次のように改める。

法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）
イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修
ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律

第一百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

第三条第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第三十五条の二中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に「、第一百七条第三項第五号（法第八条第四項において準用する場合を含む。）を加え、同条第二十一号中「（平成十七年法律第一百二十三号）」を削る。

第三十五条の三中「第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。」の下に「、第一百八条第四項において準用する場合を含む。」を規定するに改める。

第三十五条の五中「第一百四条第一項第九号」の下に「、第一百四条の六第一項第九号」を加える。

第二十五条の六の表第七十条の二第四項の項を次のように改める。

(抜
粋)

3

新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法

工事（次項において「新居住安全改修工事」という。）が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日以前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「旧居住安全改修工事」という。）が完了し

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第九条 改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十三条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とする。

4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第三同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対し課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)
第十一條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成）
一部を次のように改正する。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正) 第二十五条第二項中「九年」を「十年」に改める。

損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。）が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「旧熱損失防止改修工事」という。）が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

による。新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例

新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第五十六条の二第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第一項」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第九条 改正法附則第一十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日以後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十三条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なほ従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「九年」を「十年」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子」の下に「又は同項第十号口に掲げる休眠預金等代替金の支払」を加え、「同号に掲げる利子の支払の取扱いをする」を「同項第二号又は第十号口に定める」に改め、「当該利子の支払をする者」の下に「又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務（同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう）の委託を受けた者」を加え、「当該利子の支払をする」を「これら」に改める。
(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第十三条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行令第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第一条中地方税法施行令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

第一条のうち、地方税法施行令第五十七条の二後段の改正規定中「第五十三条第二十四項」を第五十三条第二十六項に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定中「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に改め、第五十七条の二の五を第五十七条の二の七とし、第五十七条の二の四を第五十七条の二の六とし、同令附則第三十三条の二の見出しを改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第十三条とする改正規定を削る。

附則第一条第四号の中「係る部分に限る」の下に「同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定」を「同章第十節とする改正規定」の下に「同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定」を加え、「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に改め、「同令附則第三十四条」を「及び同令附則第三十四条」に改め、「及び同令附則第三十四条」とする改正規定を削る。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十六条の八十九第一項中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同条第二項第二号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に」に、「応じ」を「応じ」に改め、同号口中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号八中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同項第三号及び第四号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に」に、「応じ」を「応じ」に改める。

を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算式は、同様第一項においても、第五項においても、第五項において「売渡し等」というに係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

法第四百六十七条规定第三項第一号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に

第五十七条の二の三中「同条第一項後段」を「第一項後段」に、「によつて」を「によら」に、「添付」を「提出」に、「同様に」を「つまづく」に、「三十」を「三十日」とする。

附しなければ」を「添付しなければ」に改め 同条を第五十七条の二の五とする。

前二項の計算に關し、第一項の結果が得られると、他の各項は、この第一項を基準として、その品目ごとに、端数を切り落とす形で計算される。

4 法第四百六十七條第三項第二号に規定する被保証人が一本の金額に相当する金額として政令で定めるものとする。

で定めるところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）

号) 附則第四十八条第一項第一号に定めるたゞこの税率、法第七十四条の五に規定するたゞこの税率及び法第四百六十八條に規定するたゞこの税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計

額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第四百六十七条规定第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号又は口に定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごと

との一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目との数量を乗じて得たる。

6 金額を合計し、その合計額を総巻数にこの本数に換算する方法によつて行ふものとする。
前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七条第三項第三号

イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第四百六十七条规定第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する
表をもとに算出する。

数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、總務省令で定める。

八条の二】を「農業保険法第二百二十七条又は第三百三十一条第一項」に、「[第三百三十一条第一項]」を「[第三百三十一条第一項]」

百七十二条に改める。
第五十六条の二十六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七百一一条の二十四第三項第九号に規定する介護医療院で政令で定めるものは、介護保険法

第五十六条の二十六の五中「及び」を「若しくは」に改め、「児童の福祉の増進について相談に応第八条第二十九項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するものとする。

「する事業」の下に「同項第二号の三に掲げる事業」を加え、「並びに」を「又は」に改める。
第二十一条第一項中「販賣は、つて下に「そひぞひ」を加え、同項第一号中「第二条第一

第五十六条の六十八第二項中「第一号に該する者」を「第一号に該する者又は同法第六十九条に規定する精神障害者」とし、同項第一号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障

害者を「**第三十七条第二項に規定する対象障害者**」に改める。

額を控除した額



(抜 粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をこのに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十の三を次のように改める。

（延滞金の免除ができる場合）

第六条の二十九の五第二項第三号に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間